

う 景 審 第 7 号  
平成 28 年 9 月 29 日

うるま市長 島袋 俊夫 殿

うるま市景観みどり審議会  
会長 池田 孝之

景観地区条例第 12 条第 2 項第 4 号の規定の適用について（答申）

平成 28 年 9 月 9 日付け、う都都第 795 号で当審議会に対し諮問のあった景観地区条例第 12 条第 2 項第 4 号の規定の適用について、以下のとおり答申します。

#### 1. 工作物の適用除外について

予定工作物は、「電波監視施設」という明らかに公益性を有しているものであり、当該工作物の景観地区内への建設の必要性やその規模、形態意匠、配置等を総合的に考慮した結果、景観地区条例第 12 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、工作物の適用除外としても良好な景観の形成に支障がないものと判断する。